

解説

民間事業者の働き方改革と JS工事の魅力向上を 推進する取り組み

なかじま よしゆき
中島 良幸(地共)日本下水道事業団
事業統括部調査役(土木・建築)

1 はじめに

建設業において、長時間労働の是正や処遇改善を目的とした「働き方改革の推進」、情報通信技術の活用等による「生産性向上の推進」および技術を継承するための「担い手の育成・確保」は喫緊の課題となっています。(地共)日本下水道事業団(以下、JS)は、昨年12月、下水道事業を支えるJSの重要なパートナーである民間事業者の働き方改革や担い手の育成・確保等の課題について共有し互いに解決することを目指し、課題と取り組みを共有化・見える化するツールとして具体的な取り組みをパッケージ化した「民間事業者との共創プロジェクト」(令和5年12月版)を公表しました。さらに今年4月、建設業の時間外労働の上限規制適用がスタートしたことを踏まえ、内容を強化推進した令和6年4月版、続けて8月「月単位の週休2日」の運用を加えた令和6年8月版を公表しました。

本プロジェクトは、都道府県建設業協会や日本下水道施設業協会、全国上下水道コンサルタント協会等との意見交換でいただいたご意見・ご要望を検討のうえ、項目ごとに整理し、取りまとめたものとなっており、今後も意見交換を継続し、取り組み内容を追加・更新していきます。JSとしては、本プロジェクトを推進し、民間事業

者と連携して業界の課題に取り組み、着実に下水道事業を進めていきたいと考えています。

2 「民間事業者との共創プロジェクト」とは

「民間事業者との共創プロジェクト」は、民間事業者とのこれまでの意見交換を踏まえ、「働き方改革の推進」「生産性向上の推進」「担い手の育成・確保」および「JS工事の魅力向上の取り組み」の4つの課題に対してJSとして新たに対応する主な取り組みをまとめたものです(図-1)。

2.1 「働き方改革の推進」

まず、働き方改革の推進に向けた取り組みとして、

- ①適正工期の確保(余裕期間制度「任意着手方式」の試行、入札時に概略工程表の開示、必要工期の明確化、ワンデーレスポンスの推進、ウィークリースタンスの推進)
- ②週休2日制工事の推進(令和6年9月より「月単位の週休2日」を適用)
- ③設計業務および工事における「WEB会議」の活用(機械・電気設備の工場検査・既済検査への活用)

——の3項目を掲げています。

○ 2024年4月から労働基準法時間外労働規制の適用が開始されたことを踏まえ、民間企業の働き方改革の推進とJS工事の魅力向上等の取組をパッケージ化した「共創プロジェクト」の取組を強化推進。

※「共創プロジェクト」は、下水道事業を支えるJSの重要なパートナーである民間事業者における働き方改革や担い手の育成・確保等の課題について共有し互いに解決することを目指すものとして令和5年12月に公表。

黒文字：令和5年度に実施した取組 青文字：令和5年度に引き続き拡充する取組 赤文字：令和6年4月1日から実施した取組 赤文字（下線）：令和6年9月1日から実施する取組

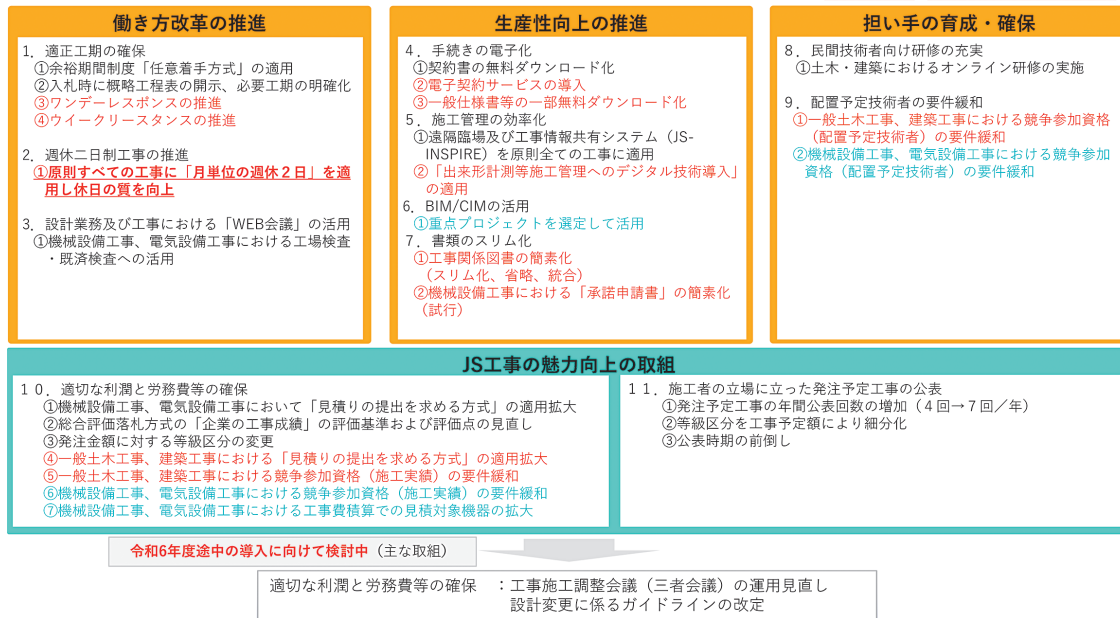


図-1 民間事業者との共創プロジェクト（令和6年8月版）

2.2 「生産性向上の推進」

次に、生産性向上の推進に向けては、

- ④手続きの電子化（契約書の無料ダウンロード化、電子契約サービスの導入、一般仕様書等の無料ダウンロード化）
- ⑤施工管理の効率化（遠隔臨場および工事情報共有システム（JS-INSPIRE）を原則すべての工事に適用、「出来形計測等施工管理へのデジタル技術導入」の適用）
- ⑥BIM/CIMの活用（重点プロジェクトを選定して活用）
- ⑦書類のスリム化（工事関係図書の簡素化（スリム化、省略、統合）、機械設備工事における承諾申請書の簡素化（試行））

——の取組を進めています。

2.3 「担い手の育成・確保」

そして、担い手の育成・確保に向けては、

- ⑧民間技術者向け研修の充実（土木・建築におけるオンライン研修の実施）
- ⑨配置技術者要件の緩和（競争参加資格（配置予

定技術者）の要件緩和）

——を進めています。

2.4 「JS工事の魅力向上の取り組み」

さらに、JS工事の魅力向上の取り組みでは、

- ⑩適切な利潤と労務費等の確保（「見積りの提出を求める方式」の適用拡大、総合評価落札方式の「企業の工事成績」の評価基準および評価点の見直し、発注金額に対する等級区分の変更、競争参加資格（施工実績）の要件緩和、工事費積算での見積対象機器の拡大）
 - ⑪施工者の立場に立った発注予定工事の公表（年間公表回数の増加、等級区分を工事予定額により細分化、公表時期の前倒し）
- に取り組んでいるところです。

3 「民間事業者との共創プロジェクト」（令和6年8月版）における取り組み

以下に、図-1で表示した令和5年度に引き続き拡充実施する取り組み（青文字）と、令和6年4月および9月から実施する取り組み（赤文字）について紹介します。